

# 加古川市国民保護協議会傍聴要領

## 1 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議開催当日、会議の開会予定時刻の10分前までに、受け付けを済ませてください。
- (2) 傍聴人の定員は、15人以内といたします。
- (3) 傍聴希望者が、定員を超えたときは、受付終了後、抽選により傍聴人を決定いたします。
- (4) 入室は協議会の許可を得た上で、事務局の指示に従い入室していただきます。

## 2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談笑し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 一般の傍聴者は、会場において写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、協議会の会長等の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議室の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

## 3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わない時は、退場していただくことがあります。
- (3) 傍聴者が、規定違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。